

## 主要農作物種子法に代わる公共品種・自家採種の権利を守る法制定を求める意見書

戦後の日本の食と農を支えてきた主要農作物種子法（以下種子法）が 2018 年 4 月 1 日に廃止された。

この種子法の下、コメや麦、大豆などの主要農作物の種子の維持・開発のための施策が実施され、農家には安くて優良な種子が、消費者には美味しいコメなどが安定的に供給されてきた。

しかし、種子法が廃止された本年 4 月 1 日よりコメなどの種子価格の高騰、地域条件等に適合した品種の維持・開発などの衰退が心配される。

長期的には世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されている。

又、T P P 批准によって、種苗法 2 1 条による自家採種ができない例外が拡大され、野菜など 357 種類が、自家採種できないものとされた。

種子法の廃止、自家採種禁止に近づいている種苗法の運用で、日本の食の安全、食料主権が脅かされている。

米麦・大豆の種子の公共品種を守り、自家採種の権利も守る主要農作物種子法に代わる新たな法の制定を求める。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 佐久間 孝光

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣